



栃木県公報

平成28年
12月21日(水)
号外
第77号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第628号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月21日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート（通称名AMB-CHMICA、MMB-CHMICA）及びその塩類
- (2) 2-(4-エトキシ-3,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン（通称名Escaline）及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルフラン-2-カルボキサミド（通称名Furanylfentanyl、Fu-F）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成28年12月22日

(薬務課)